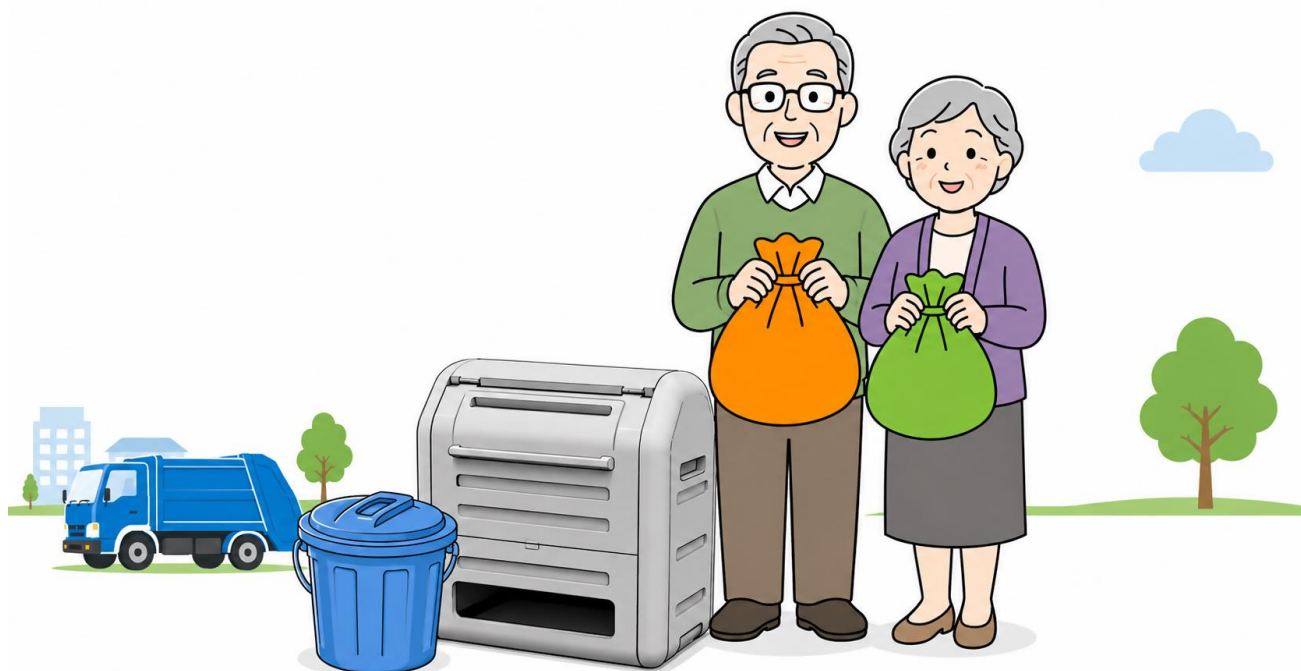


高齢者等ごみ出し支援について

環境局資源循環部 収集業務課



* 生成AIが作成した画像を使用しています。

高齢者等ごみ出し支援の現状と課題及び新たな支援策について

1 現在の高齢者等ごみ出し支援の現状と課題

(1) 現状

- ・高齢化の進行に伴い、ごみ出しが困難な市民が増加している。
- ・既存のごみ出し支援事業（支援団体やシルバー人材センター）における支援団体数は増えているものの、空白地域を十分にカバーするには至っていない。

(2) 課題

- ・家庭ごみを出す際は、曜日や時間、場所等、排出ルールに制約があり、支援団体が協力しづらい状況がある。
- ・既存事業の支援団体だけでは市内全域をカバーできておらず、支援を受けられない市民がいる。

2 新たな高齢者等ごみ出し支援策について

(1) ごみストッカーの貸与（ごみ排出ルールの制約に対応）

- ・市で専用のごみストッカー（蓋つき・施錠可）を設置
 - ・朝8時まで等の排出ルールに縛られず、柔軟にごみ出し支援が可能
- 既存の支援団体への支援強化・新たな支援団体等の掘り起こしへ



(2) 許可業者による有料収集のモデル事業（支援主体の多様化）

- ・利用者がプリペイド袋を購入、許可業者が玄関前から収集
 - ・市は必要な方へポリバケツを貸与
- 既存の支援団体等では対応できない地域への新たな支援手段に



ごみストッカーの貸与の概要について（１）

ごみストッカーの利用方法は以下の通りになります。

ア

収集日の朝８時までに排出するというルールに囚われることなくごみの排出が可能となります。



＊設置場所が支援団体の所有地でない場合には、排出日時について一定の制限が設けられる場合があります。
＊事業所ごみの排出はできません。

イ

専用のごみステーションとして、支援団体の方に管理していただきます。



＊貸与にあたり、継続して支援を行う見込みがあること、ストッカーを適切に維持管理するなどの条件があります。

ウ

通常のごみステーションと同様に設置地域の収集日に収集されます。



＊道幅が狭くごみ収集車が通行できないなどの事情がある場合事前協議が必要になります。
＊通常の家庭ごみの排出と同様に、指定袋を使用します。

エ

特段の事情がない場合、貸与２年後にごみストッカーは無償譲渡されます。



＊貸与及び譲渡手続きにあたり、書類を提出していただきます。

ごみストッカーの貸与の概要について（２）

貸与するごみストッカーは以下のような仕様になる予定です。

1 仕様

サイズ 幅1200mm×奥行710mm×高さ1100mm程度
容量 650ℓ程度（30ℓの可燃ごみ袋で22個分程度）
重量 35kg程度
本体材質 ポリエチレン製（底部形状：フラット、排水栓付）
（設置場所の広さや支援者数に応じて仕様が変更となる場合があります。）



2 イメージ図



アンカー工事を行い、強風等によりストッカーが転倒しないよう措置をします。



ダイヤル式の鍵が止められるようになっており、不法投棄を防げます。

ごみストッカーの貸与の概要について（3）

ごみストッカーの設置については、市と支援団体の方が段階的に確認・協議を行いながら進めていきます。具体的な流れは以下の通りです。

1 設置候補地の検討・相談（団体）

支援団体の方において、設置候補地を検討いただきます。
候補が決まり次第、市へ相談いただきます。

- （具体例）
- ・ 支援団体の方が管理する敷地
 - ・ 支援団体の方の事務所周辺の公共施設など



2 市による設置候補地の確認・調整（市）

市で、設置候補地について、設置が可能かどうか確認を行います。
また、設置候補地が公共施設等で土地所有者との協議が必要な場合には、その調整を支援します。

主に、次の点について確認します。

- ア 土地利用上の支障がないか
- イ ごみ収集に影響がでないか
- ウ 周辺環境への配慮が必要か



3 設置場所の決定（市）

協議および確認結果を踏まえ、市が設置可能と判断した場所を正式にごみステーションの設置場所とします。

なお、設置場所が支援団体の方の所有地でない場合は、土地所有者の方との間で「覚書」を交わして頂きます。



4 設置工事等（市）

市において、ごみストッカー設置工事等を行います。

* 設置までの目安1か月半～2か月



5 必要書類の作成・提出（団体）

支援団体の方において、ごみステーション設置届等の申請書類を市へ提出していただきます。



6 ごみストッカーの利用・収集開始

手続きが完了次第、ごみストッカーの利用およびごみ収集を開始することができます。

